

議案第9号 平成31年度久喜市介護保険特別会計予算に対する修正案の提出について

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び久喜市議会会議規則第17条の規定により提出します。

平成31年3月18日提出

発議者 久喜市議会議員

杉野修

渡辺昌代

石田利春

平間益美

久喜市議会議長 上條哲弘様

(別紙)

平成31年度久喜市介護保険特別会計予算に対する修正案

議案第9号 平成31年度久喜市介護保険特別会計予算を次のとおり修正する。

第1条第2項で定める「第1表歳入歳出予算」を次のとおり修正する。

歳入

単位:千円

款	項	原案の金額	修正案の金額
1 保険料		2,571,817	2,111,258
	1 介護保険料	2,571,817	2,111,258
7 繰入金		1,906,529	2,367,088
	1 一般会計繰入金	1,697,782	2,158,341
歳入合計		10,546,300	10,546,300

## 提案理由

平成 30 年度は介護保険の切り替え改正の年となり、第 7 期介護保険事業計画が始まりました。久喜市介護保険は、第 1 号被保険者の介護保険料が、標準所得の方では 2.9%、年 1,600 円の引き上げになったところです。年金が引き下げられている中での負担増となりました。高齢者の方達の生活は、今後消費税が増税されればますます苦しくなります。すでに給付制限を受けている人は 3 人出ています。高齢者を支える政治が必要です。

そのような中、久喜市の平成 31 年度介護保険予算の公費負担である調整交付金は、0.24%でしか算出されていません。本来国の調整交付金は 5%であり遵守すべきです。

久喜市が受ける国の調整交付金、5%に満たない 4.76%分の金額は、総額 4 億 6,055 万 9 千円となります。この分を第 1 号被保険者に負担させるのではなく、公費として負担するもので、第 1 号被保険者数は 45,182 人であることから 1 人当たり約 10,193 円となります。

高齢者の暮らしを守り、支援するものです。

尚、厚生労働省は、このような介護保険料に対する自治体の独自減免について「独自補填はできない」とする見解を自治体に通知していましたが、「法令上は禁止されていない(厚生労働省介護保険計画課)」と認めています。

平成31年度久喜市介護保険特別会計予算に対する修正案説明書

歳入

(単位:千円)

NO.	P	目	節名	原案	修正額	修正後の額	修正概要
1	408	1 第1号被保険者保険料	1 現年度分特別徴収保険料	2,334,959	▲460,559	1,874,400	第1号被保険者の保険料を引き下げる。
2	416	1 介護給付費繰入金	1 現年度分	1,209,677	460,559	1,670,236	介護保険 国負担分 5%に満たない(5%-0.24%=4.76%)分を一号保険者負担でなく、市で負担する。一般会計からの繰入金。
合 計				3,544,636	0	3,544,636	